

平成30年度第1回 加賀市国民健康保険運営協議会

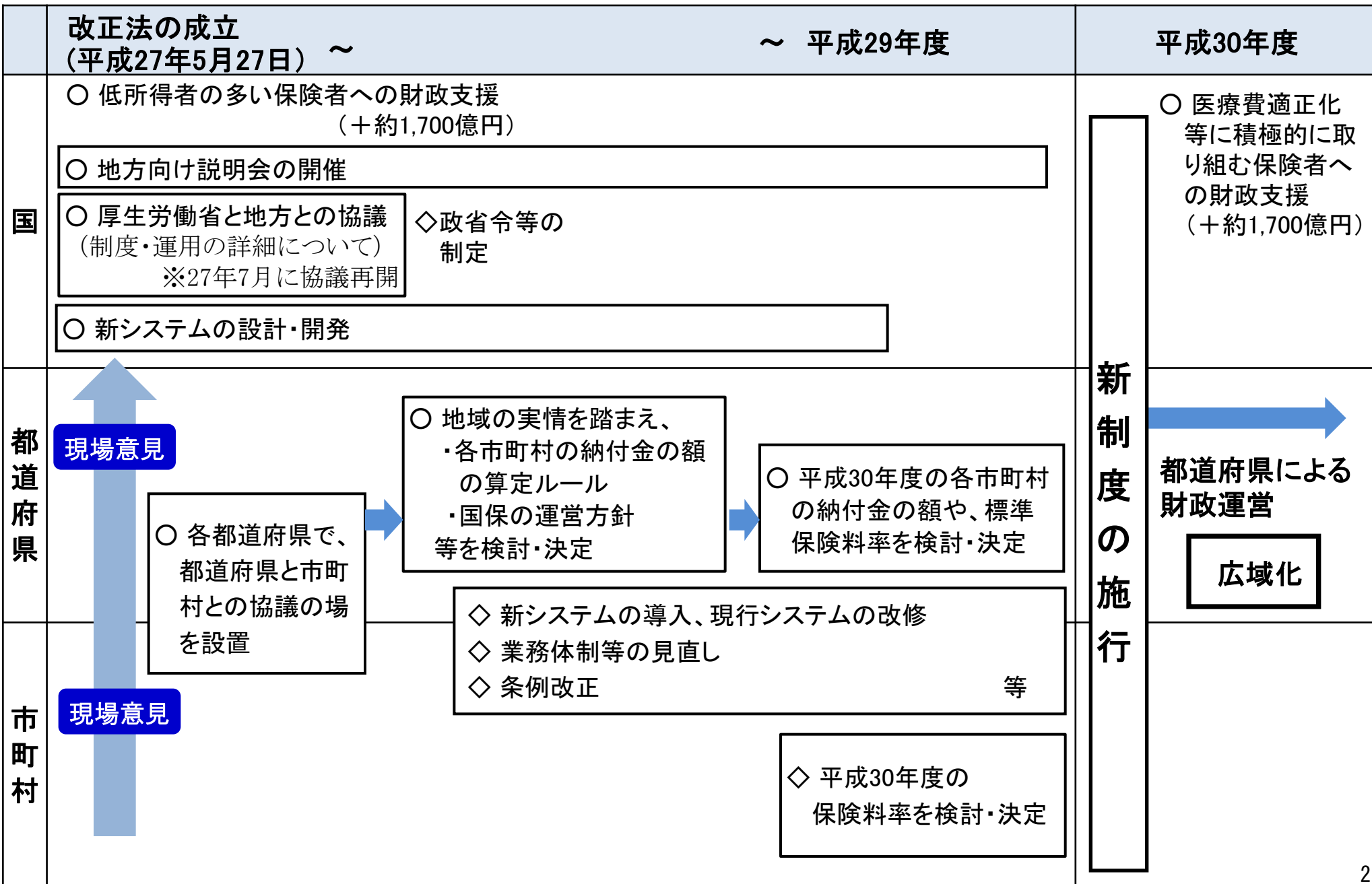
日時 平成30年5月17日(木)
19:30~21:00

会場 市民会館2階第7会議室

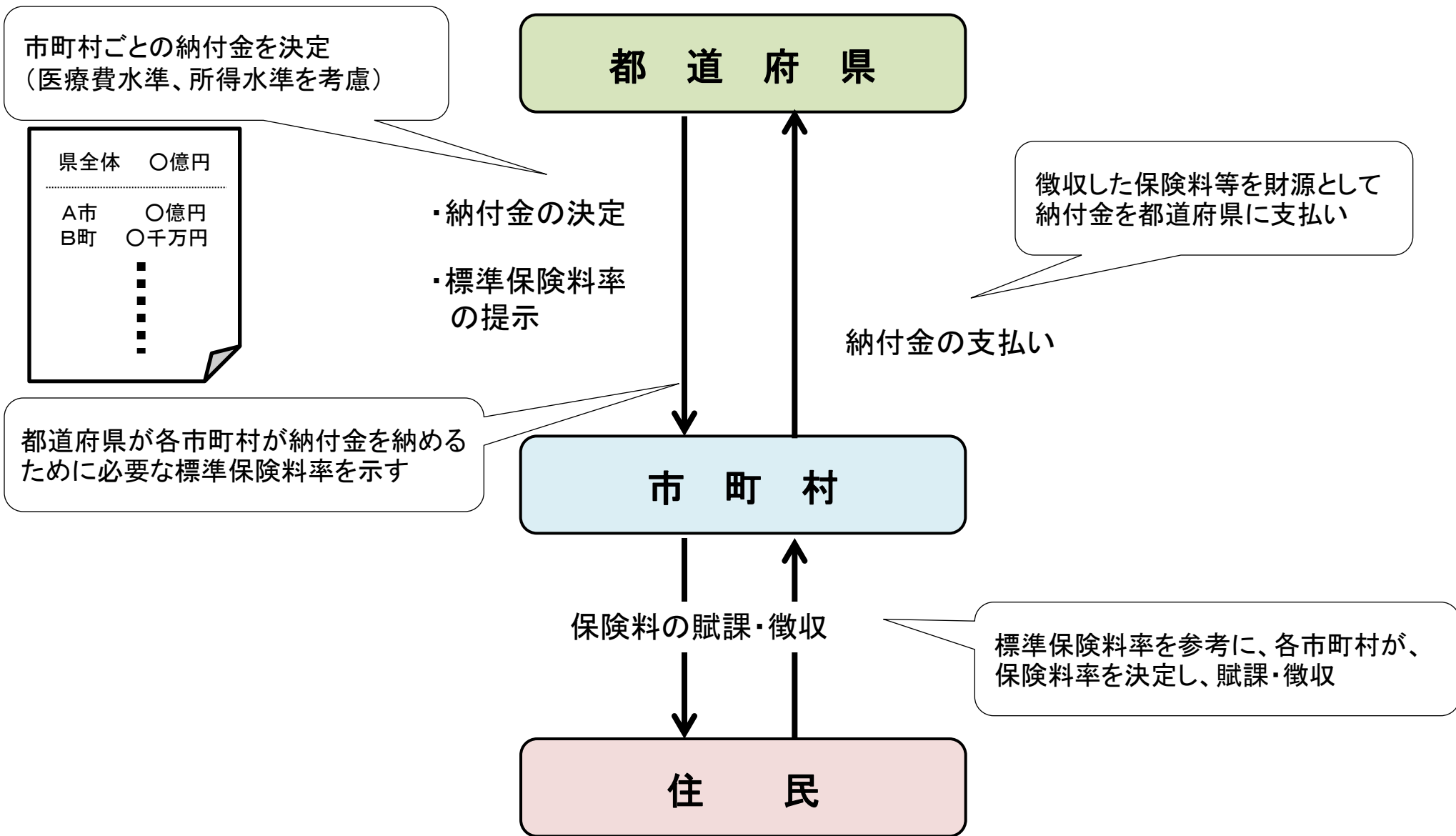
1. 開 会
2. 挨拶(健康福祉部長)
3. 委員の紹介
4. 運営協議会等についての説明
5. 会長の選任
6. 審議事項
 - ①国保制度改革の経緯について
 - ②国民健康保険税の減免について
 - ③平成30年度保健事業について
 - ④国保制度改革に係る地区説明会開催状況について
7. 閉 会

①国保制度改革の経緯について

国保制度改革の主な流れ（イメージ）



広域化(国保制度改革)後の国保保険料(税)の賦課、徴収の仕組み(イメージ)



加賀市国民健康保険 旧税率と平成30年度税率の比較

旧税率 (A)

	応能割		応益割		均等割 + 平等割
	所得割	資産割	均等割	平等割	
医療	8.50%	39.30%	27,300	31,400	58,700
支援	2.20%	10.70%	7,200	8,400	15,600
介護	1.60%	-	11,700	-	11,700
医療+支援	10.70%	50.00%	34,500	39,800	74,300
医療+支援 + 介護	12.30%	50.00%	46,200	39,800	86,000

平成30年度税率 (B)

	応能割		応益割		均等割 + 平等割
	所得割	資産割	均等割	平等割	
医療	7.36%	0.00%	27,600	20,800	48,400
支援	2.20%	0.00%	8,900	6,200	15,100
介護	1.88%	-	9,700	4,400	14,100
医療+支援	9.56%	0.00%	36,500	27,000	63,500
医療+支援 + 介護	11.44%	0.00%	46,200	31,400	77,600

平成30年度税率と旧税率の差 (B-A)

	応能割		応益割		均等割 + 平等割
	所得割	資産割	均等割	平等割	
医療	-1.14%	-39.30%	300	-10,600	-10,300
支援	0.00%	-10.70%	1,700	-2,200	-500
介護	0.28%	-	-2,000	4,400	2,400
医療+支援	-1.14%	-50.00%	2,000	-12,800	-10,800
医療+支援 + 介護	-0.86%	-50.00%	0	-8,400	-8,400

- ◎ 医療分、支援分について、4方式(所得割・資産割・均等割・平等割)から3方式(所得割・均等割・平等割)に、介護分については2方式(所得割・均等割)から3方式(所得割・均等割・平等割)に変更。
- ◎ 医療・支援・介護の区分と算定方式との組み合わせで旧税率を上回るのは均等割のみ
(医療+支援で差額2,000円)
- ◎ 旧税率と比較して均等割は増加するが、平等割の分まで考慮すると6人世帯までは均等割増額による被保険者の負担増はない
(7人世帯では均等割2,000円×7人=14,000円となり、平等割の減額分12,800円を超えるため)
- ◎ 保険税率の改正とは別に、賦課限度額の引上げ(81万円⇒85万円)により国保税額が増額となる世帯あり。

歳入

歳出

県から示される標準保険税率を参考に加賀市が税率を決定
 県へ納付する国民健康保険事業費納付金(医療分:介護分:支援分)のほか、出産育児一時金・保健事業などに充てられる

制度改革後、これまでの財政補填的な交付金のほか、保険給付費を受け入れる

- ・普通交付分
【普通交付金】
保険給付費分(出産育児一時金・葬祭費等を除く)
- ・特別交付分
【保険者努力支援分】
保険者の医療費適正化や課題の取り組み状況により交付
- 【特別調整交付金】
事業に係る付金、直診施設操出金など
- 【都道府県繰入金】
これまでの財政調整交付金特別交付分
- 【特定健康診査等負担金】
これまでの国・県の合計

利子及び配当金

一般会計からの繰り入れ

- ・保険基盤安定繰入金
4分の3は県から国分も含めて交付(一般会計歳入)
- ・職員給与等繰入金
- ・出産育児一時金等繰入金
一般会計から3分の2を繰り入れ
- ・財政安定化支援事業繰入金
地方交付税の国保特別会計繰り入れ分

延滞金、第三者納付金、返納金など

款	款名称	金額	割合
1	国民健康保険税	1,415 百万円	19 %
4	県支出金	5,344 百万円	71 %
	《内訳》		
	普通交付分	5,220 百万円	69 %
	特別交付分	124 百万円	2 %
5	財産収入	1 百万円	
6	繰入金	780 百万円	10 %
8	諸収入	29 百万円	

款	款名称	金額	割合
1	総務費	148 百万円	2 %
2	保険給付費	5,249 百万円	69 %
3	国民健康保険事業費納付金	1,910 百万円	25 %
6	保健事業費	86 百万円	
9	諸支出金	173 百万円	
-	その他の支出	3 百万円	

主に職員給与費、物件費(国保連合会への負担金、納税組合助成費など)

療養の給付について保険者が負担する療養給付費、療養費、高額療養費及び出産育児一時金、葬祭費等のその他の保険給付に係る支出の合計

平成30年度から県支出金の普通交付分が財源(出産育児一時金・葬祭費等を除く)

- ・療養給付費
診察、薬剤、処置、手術等の治療、病院への入院、看護について保険者が負担する額
- ・療養費
主に柔道整復・あんま・マッサージ・針灸
- ・高額療養費
被保険者が受けた療養に関する一部負担金の額が一定の額を超えた場合、その超える額について保険者が給付する額
- ・審査支払手数料
国保連への審査支払事務委託諸経費

平成30年度から県が国民健康保険事業費納付金を算定し、市は国民健康保険税、交付金、繰入金などを財源として県に納付する

算定にはこれまでの平成30年度以前に各市町が運用していた歳入、歳出を含める

○納付金に含まれることとなった平成30年度以前の項目

歳入 3款「国庫支出金」
 4款「療養給付費交付金」
 5款「前期高齢者交付金」
 7款「共同事業交付金」

歳出 3款「後期高齢者支援金等」
 4款「前期高齢者納付金等」
 6款「介護納付金」
 7款「共同事業拠出金」

納付金の額を基に、各市町の国保税の標準保険税率が算定される

保険者が保険給付又は被保険者の健康の維持増進等のために行う事業費(特定健診、人間ドック助成費など)

保険税還付金、直営診療施設勘定操出金など

4款共同事業拠出金、7款基金積立金、8款公債費、11款予備費

7,569 百万円

7,569 百万円

(歳入-歳出) 0百万円

②国民健康保険税の減免について

子どもの均等割額減免に至る過程

1. 3月議会より

- 平成30年第1回定例会(3月議会)において、議員から「今回の制度改正に合わせて、人口減少や少子化の対応として子どもの均等割額の減免措置を講じてみてはどうか。」との質問があった。
- これに対し、宮元市長は以下のとおり答弁した。
 - ・日本創生会議から消滅可能性都市と指摘された本市において、人口減少等の対策として保育料の大幅引き下げをはじめ、こども医療費の窓口無料化など他市に先駆けて子育て支援を充実してきた。
 - ・平成30年度からは、さらに細やかな子育て支援を進めるため、「かがっこ応援プロジェクト」を展開する予定。
 - ・国民健康保険においても、安心して子育てができるよう、子育てにかかる経済的負担軽減が必要。
 - ・子どもの均等割額減免は、子育て世代への支援策として平成30年度内に実施したい。

2. 国等の動向

- 国保基盤強化協議会(国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議)
 - ・「今後、更に検討を進めるべき事項」の中で、地方から子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入といった提案も行われていることも踏まえ、そうした地方からの提案についても、引き続き議論していく。(平成27年2月12日)
- 全国知事会
 - ・「平成29年度国の施策並びに予算に関する提案・要望(社会保障関係)」の中で、子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入を国へ要望(平成28年7月29日)
- 地方議会
 - ・子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割額を軽減する支援制度の創設を国へ要望

子どもの均等割額減免について

1. 目的

子どもの国民健康保険税均等割額の2分の1を減免することにより、子育て世帯の負担軽減を図る。

2. 実施の理由

- ①国民健康保険の均等割額は、他の医療保険制度にはない、加入者一人ひとりに均等にかかるものであり、家族に子どもが増えると保険税の負担が重くなる仕組みとなっていること
- ②「かがっ子応援プロジェクト」の一環として、国民健康保険においても子育てにかかる経済的負担の軽減が必要

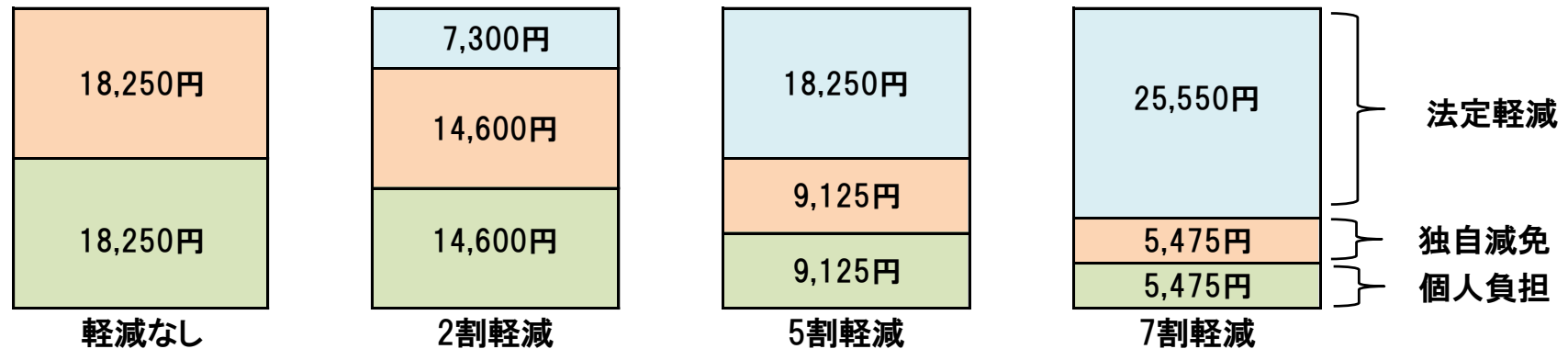
3. 減免の対象者

18歳未満の子ども(18歳に達した日以降の3月31日までの間にある子どもを含む)

4. 減免内容

- ①法定軽減なしの世帯
均等割額(36,500円)の2分の1を減免
- ②法定軽減ありの世帯(低所得者に対する軽減に該当する世帯)
軽減(2割・5割・7割)後の均等割額の2分の1を減免

減免のイメージ(子ども一人の場合)



5. 減免の財源

減免による減収分は保険税(所得割)で賄うが、国保事業調整基金を活用して負担の緩和を図る。

減免額(16,500千円)に対する5年間の財源

	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度
上乗せ所得割率(H30年度比)	0.00%	0.05%	0.10%	0.16%	0.22%
上乗せ国民健康保険税所得割額(千円)	0	4,000	8,000	12,000	16,500
国民健康保険事業調整基金繰入額(千円)	16,500	12,500	8,500	4,500	0

6. 減免取扱規則の整備及び手続の簡略化

7. 減免の実施時期

国民健康保険システムの改修が必要であり、年度内の実施(更正通知発送)を予定

子どもの均等割額の減免見込み額

H29.11時点

	対象国民健康保険加入世帯数	18歳未満国民健康保険加入者数	1人あたり軽減額		医療分均等割減免額	1人あたり軽減額		支援分均等割減免額	1人あたり軽減額(合計)	減免税額(合計)
軽減なし	342世帯	566人	27,600円÷2	13,800円	7,811千円	8,900円÷2	4,450円	2,519千円	18,250円	10,330千円
2割軽減	106世帯	180人	$27,600円 \times (1-0.2) \div 2$	11,040円	1,987千円	$8,900円 \times (1-0.2) \div 2$	3,560円	641千円	14,600円	2,628千円
5割軽減	138世帯	243人	$27,600円 \times (1-0.5) \div 2$	6,900円	1,677千円	$8,900円 \times (1-0.5) \div 2$	2,225円	541千円	9,125円	2,218千円
7割軽減	167世帯	256人	$27,600円 \times (1-0.7) \div 2$	4,140円	1,060千円	$8,900円 \times (1-0.7) \div 2$	1,335円	342千円	5,475円	1,402千円
合計	753世帯	1,245人	-	-	12,535千円	-	-	4,043千円	-	16,578千円

国保加入者に対する対象の割合

7.48%

7.95%

加入者全体	10,070世帯	15,670人
-------	----------	---------

子どもの均等割額減免実施自治体

自治体	対 象	減免率(子ども一人あたり)
東京都東大和市	同一世帯内に18歳以下(高校生世代以下)の加入者が3人以上いる世帯	3人目以降を全額免除
埼玉県ふじみ野市	同一世帯内に18歳未満の子どもが3人いる世帯	3人目以降を全額免除
愛知県一宮市	18歳未満の子どもがいる世帯	3割減免
兵庫県赤穂市	高校生までの子ども3人以上を養育している世帯	3人目は2分の1減免、4人目以降は全額免除
広島県福山市	軽減世帯で18歳未満の子どもが2人以上いる世帯	2人目以降の子どもを2割減免
愛知県春日井市	軽減世帯以外で前年世帯所得が300万円以下の寡婦(寡夫)で18歳未満の扶養親族がいる世帯	所得額に応じて、世帯の所得割・均等割を3割から5割減免

③平成30年度保健事業について

国民健康保険保健事業等実施計画 (平成30年度～35年度)について

計画策定

- 1. 計画の趣旨
 - ① 第2期加賀市保健事業実施計画(データヘルス計画)
 - ② 第3期加賀市特定健康診査等実施計画
- 2. 法的根拠
 - ① 国民健康保険法第82条
保健事業の実施等に関する指針
 - ② 高齢者の医療の確保に関する法律 第19条
保健事業の実施等に関する指針
- 3. 計画の期間

} これらを一体的に策定

都道府県における医療費適正化計画や医療計画の期間と整合性を図る観点より、平成30年度から平成35年度の6年間とし、策定3年後(平成32年度)を目途に中間見直しを行う。

計画の骨子

第2期データヘルス計画	第1章、第2章、第4章、第5章、第6章、第7章
第3期特定健康診査等実施計画	第3章

章立ての主な内容

章立て	概要
第1章 保健事業実施計画(データヘルス計画)基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康増進により、医療費の適正化及び保険者の財政基盤強化が図られることを目的とする。 ○「かがし健康応援プラン21(中間評価)」「高齢者お達者プラン」等との整合性を図る。 ○医療費適正化、健康づくりに取り組む自治体へのインセンティブ制度として「保険者努力支援制度」が本格導入される。
第2章 第1期データヘルス計画に係る評価及び考察	<ul style="list-style-type: none"> ○各種成果目標の達成状況の把握と分析 (死亡状況、医療費の状況、特定健診の受診状況、特定健診の結果分析、疾病別治療状況) ○主に虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症(透析予防)等による死亡、障害の発生を防ぐことを最重点とする。
第3章 第3期計画特定健康診査等実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ○保健事業の中核をなす特定健診及び特定保健指導の具体的な実施方法を定める。 ○内臓脂肪の蓄積等によるメタボリックシンドローム及び循環器疾患等の生活習慣病に重きを置いた健診及び保健指導の強化と目標値を設定する。
第4章 保健事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病予防:特定健康診査等の実施率向上対策 ○生活習慣病重症化予防の取組 ○ポピュレーションアプローチ
第5章	地域包括ケアに係る取組及びその他の留意事項
第6章	計画の評価・見直し
第7章	計画の公表・周知及び個人情報の取扱い

第1期保健事業実施計画及び第2期特定健診等実施計画 における評価と課題

改善項目	中長期的な目標の達成	<ul style="list-style-type: none">・ 脳血管疾患の年齢調整死亡率の減少
	短期的な目標の達成	<ul style="list-style-type: none">・ 高血圧の改善・ 脂質異常症の減少
	介護の状況	<ul style="list-style-type: none">・ 第2号被保険者要介護認定者数の減少
悪化項目	短期的な目標	<ul style="list-style-type: none">・ 糖尿病有病者の増加・ メタボリックシンドロームの増加
課題	40～60代対策	<ul style="list-style-type: none">・ 糖尿病やメタボリックシンドロームが改善されていない。・ 60代での医療費が高額な虚血性心疾患や介護になる原因である脳血管疾患の発症が高く、健診を受けていない割合が高い。・ 特定健診受診率が低い。

加賀市国民健康保険保健事業等実施計画における目標

中長期的な目標

1. 虚血性心疾患・脳血管疾患の総医療費に占める割合の減少、糖尿病性腎症による新規透析者の割合の減少
2. 1人当たり医療費の伸びの抑制
3. (入院・入院外の割合のうち)入院費割合の減少

短期的な目標

4. 高血圧・脂質異常症・糖尿病・メタボリックシンドローム等の減少
5. 健診受診者を増やす

目標達成のための保健事業の3つの柱

<生活習慣病予防対策>

- ①特定健診受診率向上
- ②特定保健指導実施率向上

<生活習慣病重症化予防対策>

- ①糖尿病性腎症重症化予防
- ②虚血性心疾患重症化予防
- ③脳血管疾患重症化予防

<ポピュレーションアプローチ>

健康づくりのきっかけづくりや継続支援のための社会環境の整備
(KAGA健食健歩プロジェクト)



生活習慣病対策をはじめとする国保被保険者の健康増進により
医療費の適正化及び保険者の財政基盤強化を図る。

①特定健診受診率の向上対策

新 受けやすい健診体制の整備（特定健康診査・若年者健康診査）

○虚血性心疾患、脳血管疾患等の原因となる、高血圧・糖尿病・高脂血症等の生活習慣病を早期発見し、重症化予防につなげる目的で実施する特定健康診査・若年者健康診査について、健診受診の促進を目的として、40歳・65歳の受診料無料化の継続と対象者全ての自己負担額を減額する。

加賀市国保特定健診

40～74歳の加賀市国民健康保険被保険者の方へ

受診料
500円



ワンコインで受けられる!

※受診料が1000円から500円になりました。1万円相当の健診です。



40歳

受診料
無料



65歳

40歳・65歳の方は無料!

※S53年4月1日～S54年3月31日生まれの方
※S28年4月1日～S29年3月31日生まれの方



心電図検査全員実施!

※医師の判断で、心電図を受けなくて良い場合もあります。

若年者健診

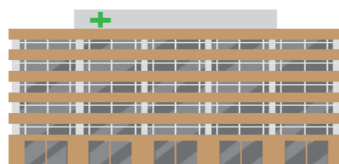
19～39歳の加賀市民の方へ

受診料
500円



ワンコインで受けられる!

※受診料が1000円から500円になりました。



医療機関でも受けられる!

※医療機関で受診を希望される場合は、受診券を発行しますので健康課（TEL 72-7865）までご連絡ください。



①-2 特定健診・がん検診受診率の向上対策

(拡) KAGA健幸ポイント事業 (KAGA健食健歩プロジェクトとの連動)

健幸ポイント対象事業を「かかりつけ医での施設健診」や「介護予防事業」等に拡充し、ポイントカード配布及びポイント付与の機会を増やし、楽しみながら健康づくりに取り組めるようインセンティブを提供する。

健幸ポイントカード配布数 10,000枚予定
H30年度予定景品

- ➔ JA特産品のギフトセット、タニタペア食事券
市内運動施設利用券、障がい者施設製品
市内商工会協賛事業所商品、3温泉入浴セット券



(新) 受けやすい健診体制の整備 (がん検診)

加賀市民の死亡原因と国保医療費はどちらも「がん」が1位となっていることから、早期発見・早期治療を目的としたがん検診について、60歳の節目年齢で全てのがん検診の自己負担を減額する。

60歳がん検診

60歳の加賀市民の方へ

受診料
すべて無料



60歳



60歳



無料券は5月中旬に送付される個人通知に同封されています！

※S32年4月2日～S33年4月1日生まれの方

②特定保健指導実施率向上対策 メタボリックシンドローム対策

③ 食事体験を通じた適量学習（国保被保険者限定）

自らの健康状態を自覚し、自主的に生活習慣の改善に取り組めるための食事指導、生活指導に加え、効果的な教材(食事体験)の活用により、野菜の量、味付け、カロリー等自宅の食生活と比較し確認できる学習の機会を提供する。

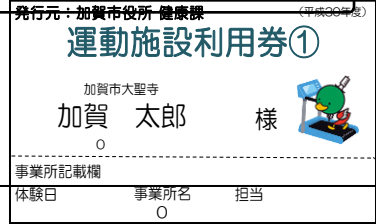
食事体験会場 森林浴フィットネスクラブGOLSP0、レストラン加賀
レストラン さくら



③ 運動施設5回利用券（国保被保険者限定）

メタボリックシンドローム予防に、日々の生活に運動習慣を定着化させることで効果が得られることから、運動習慣のきっかけづくりとして、希望者に利用券を発行する。

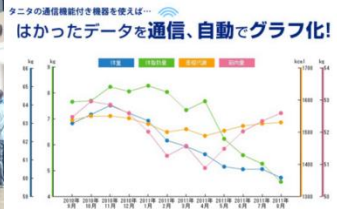
市内運動施設 3会場






③ KAGAタニタ健幸くらぶ（KAGA健食健歩プロジェクトとの連動）

健康づくりの分野で高い実績を持つ(株)タニタと連携し、日々の健康づくりの習慣化を図るため、一日の総消費エネルギー量や歩数、歩いた時間、活動エネルギー量が測定でき、体組成測定結果等の変化をタニタの健康管理サイトで確認できる専用の活動量計の購入助成と運動・食セミナーを開催する。

H29年度 284名 + H30年度 200名



糖尿病等重症化予防対策

項 目	事業概要
<p>受診勧奨判定値者未治療者対策</p> 	<p>要医療返書を活用した医療機関受診勧奨事業</p> <p>保健指導全数実施</p>
<p>糖尿病等治療中断者対策</p>	<p>経年管理名簿や国保データ管理システム（KDB）を活用した治療中断者への保健指導</p>
<p>糖尿病等治療中者への重症化予防対策</p> 	<p>医療と連携した重症化予防保健指導（糖尿病連携手帳等を活用）</p> <p>メタボリックシンドローム対策</p> <p>KAGA健食健歩プロジェクトとの連動</p>
<p>重症化予防体制の構築</p> 	<p>加賀市糖尿病協議会との連携（歯科診療との連携（歯周病疾患））</p>

KAGA健食健歩プロジェクトの連動・推進 (働き世代へのポピュレーションアプローチ)

新 運動と食による健康づくりの推進

- 金沢学院大学に委託し作成した市内17地区のウォーキングマップを活用し、記念講演会やウォーキング会を委託で月1回定例で開催する。
- 企業や各種団体（15箇所予定）でウォーキングマップを活用したイベントを開催してもらえるような働きかけとイベントを開催する。
- 市内3会場で運動指導員などの有資格者による月1回1時間程度のラジオ体操教室の開催と周知を実施する。
- 食生活の改善に関する知識を講座や調理実習を通じて習得できる大人の食育講座を開催する。
開催回数：6月～12月に6回（内2回は調理実習）

継 生活習慣病予防教室：かが健幸長寿講座・KAGA健康フェスタ

- かが健幸長寿講座：予防・医療・介護の関係部署が市医療センターKMCホールで月1回定期講座を開催する。
- KAGA健康フェスタ：かが交流プラザさくらの入居団体や関係課・関係団体と協働で健康づくりイベントを開催する。（開催時期：7月14日開催予定）

新 健康のまちづくり推進

- かがし健康応援プラン21推進のための啓発普及
健康分野ごとに設置した「健康行動のスローガン」を活用し、保健推進員、食生活改善推進員活動、健診等の保健事業で啓発普及を行う。
- 健康のまちづくり友好都市連盟において年1回開催される「サミット」を加賀市で開催する。
日時 平成30年10月20日（土）・21日（日）（予定） 場所：ホテルアローレ

④国保制度改革に係る地区説明会開催状況について

「国民健康保険制度改革および

加賀市の保険税率改定」

などについて説明会を開催します

国民健康保険制度改革に伴い、加賀市では平成30年度の国民健康保険税率を改定します。

このため、**国民健康保険制度、保険税率改定の内容、加賀市の健診事業などについて**、説明会を開催します。

説明会は、国民健康保険加入者をはじめ、どなたでも参加いただくことができますので、ぜひご参加ください。

◎開催会場及び開催の日時

(4月25日以降下記会場で順次開催します。ご都合のよい会場へお越しください。)

日 時	会 場	日 時	会 場
4月25日(水) 午後 7:30 ~ 8:30	勅使地区会館	5月17日(木) 午後 7:30 ~ 8:30	金明地区会館
5月7日(月) 午前 10:00 ~ 11:00	作見地区会館	5月18日(金) 午後 7:30 ~ 8:30	湖北地区会館
5月7日(月) 午後 7:30 ~ 8:30	山代地区会館	5月21日(月) 午後 1:30 ~ 2:30	三木地区会館
5月8日(火) 午前 10:00 ~ 11:00	東谷口地区会館	5月22日(火) 午後 7:30 ~ 8:30	山中温泉文化会館
5月8日(火) 午後 2:00 ~ 3:00	大聖寺地区会館	5月23日(水) 午後 2:00 ~ 3:00	動橋地区会館
5月8日(火) 午後 7:30 ~ 8:30	三谷地区会館	5月24日(木) 午後 7:30 ~ 8:30	別所地区会館
5月9日(水) 午前 10:00 ~ 11:00	東谷地区会館	5月25日(金) 午後 7:30 ~ 8:30	庄地区会館
5月9日(水) 午後 1:30 ~ 2:30	塩屋地区会館	5月28日(月) 午後 7:30 ~ 8:30	片山津地区会館
5月10日(木) 午後 1:30 ~ 2:30	南郷地区会館	5月29日(火) 午後 7:30 ~ 8:30	河南地区会館
5月11日(金) 午後 2:00 ~ 3:00	橋立地区会館	5月31日(木) 午後 2:00 ~ 3:00	高齢者ふれあいセンターみやま
5月15日(火) 午後 1:30 ~ 2:30	分校地区会館		

【問合せ先】加賀市役所健康福祉部 保険年金課 担当：国保係 TEL：0761-72-7862